

ミニギャラリー利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事長

住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話
連絡者氏名
電話
Email

() 男女共同参画センター横浜南 } いずれかに○
() 男女共同参画センター横浜北 }

のミニギャラリーを利用したいので、次のとおり申請します。

展示名					
利用目的					
利 用 日 時		利 用 施 設		施 設 利 用 料 金	
年 月 日～ 月 日					
施 設 利 用 料 金 合 計					
利 用 形 態	開 場 時 間	開 演 時 間	終 了 時 間	入 場 予 定 者	
附 帯 設 備 名		単 価	延 べ 数	附 帯 設 備 利 用 料 金 備 品 含 む	
1 2 3	ミニギャラリー（展示用設備）	一式3,000円	※1週間単位		
附 帯 設 備 利 用 料 金 合 計				3,000円	
入場料の徴収の有無		無 料			
納付済利用料金 （本日分含む。）	施 設 利 用 料 金		本 日 領 収 額	施 設 利 用 料 金	
	附 帯 設 備 利 用 料 金			附 帯 設 備 利 用 料 金	
	合 計			合 計	
備 考					

（注意）利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。

（A4）

ミニギャラリー (附帯設備)

◆ ご利用の前に

- ① 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間も含まれています。
- ② 駐車場は有料です。(申込グループの搬入出時は、1グループ1台のみ予約可能)

◆ ご利用上の注意

- ① 看板・ポスターなどを掲示する必要がある時は、必ず職員にご相談ください。
- ② 施設内・敷地内ともに、禁酒・禁煙です。周辺道路での禁煙にもご協力をお願いいたします。
- ③ ゴミは主催者が責任をもってお持ち帰りください。

◆ 利用のキャンセル又は変更

利用をキャンセルしようとする場合は直ちに連絡ください。(原則として、変更はできません。)

◆ 利用料の返還

一旦納めていただいた利用料は、天災など利用者の責めに帰さない場合を除きお返しできません。

◆ 損害賠償

施設及び設備等を破損又は滅失したときは、利用者の責任においてその損害を賠償していただきます。

◆ 利用の不許可 ※男女共同参画センター運営管理要領第7条

1 利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- 危険物等を使用する催物で、災害発生のおそれがあると認められるとき。
- 善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- センターの建物若しくは附帯設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 集团的又は常習的に暴力不法行為等を行うおそれのある団体、又はその構成員が反社会的な行動をとるおそれがある団体が利用しようとするとき。
- 主として物品の販売若しくは宣伝又はこれらに類することを目的とするためにセンターを利用しようとするとき。
- 宗教の勧誘、又はこれに類することを目的とするためにセンターを利用しようとするとき。
- 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。
- 利用許可申請書等の記載事項に虚偽が認められたとき。その他、前に掲げた項目に準ずると認められるとき。

2 センターは、利用の許可を受けたものが前項のいずれかに該当することが判明した場合は、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

上記の記載内容をお読みいただき、以下にレ点をお願いします。

☐ 利用の不許可の項目を確認しました。

アートフォーラムあざみ野 男女共同参画センター横浜北

電話 045(910)5700

〒225-0012 横浜市青葉区あざみ野南 1-17-3

受付時間●9:00～21:00、日・祝 9:00～17:00 休館日●毎月第4月曜日・年末年始(12/29～1/3)